

相続税対策のきほん ～養子縁組編～

そもそも相続税がかかる時って？

相続税には課税最低限が定められており、遺産が以下の算式で求めた額より多い場合に相続税を納める義務が発生します。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

相続税がかかる人は、全遺産からこの算式の基礎控除を引いた額を基に相続税を計算し、納めることとなります。

つまり**法定相続人の数が増えれば基礎控除額が増え、相続税が安くなる**のです。

全遺産

相続税が課税される遺産

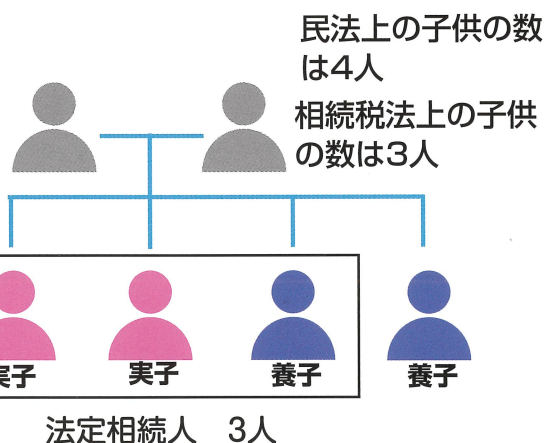
基礎控除

そこで

法定相続人の数を増やす方法として養子縁組制度を活用することができます

ただし相続税法上では節税のために養子を無制限に受け入れることはできません。養子の人数には制限があります。（民法上では何人でもOK）

実子がいる場合 : 1人まで
実子がない場合 : 2人まで



⚠ 孫を養子にしたい場合には注意が必要

孫と養子縁組をしていると、相続が発生した際に孫の納付すべき相続税額が2割高くなります（代襲相続人である孫を除く）。このように、孫養子へ相続させることにはデメリットがある一方で、財産の早期移転を図れることや2次相続まで考慮すると有利になる場合があるというメリットもあります。

孫と養子縁組をする際は、これらの点を踏まえておく必要があります。

※令和6年10月現在の法令による

吉川和章税理士事務所



054-255-1872

〒420-0006 静岡市葵区若松町96-16



お電話または左記QRコードより
お気軽にお問い合わせください！